

長崎県公立大学法人各種料金徴収規程

〔平成17年4月1日
規 程 第 28 号〕

改正 平成20年12月1日規程第57号
改正 平成21年10月16日規程第17号
改正 令和5年12月5日規程第26号
改正 令和7年6月30日規程第28号
改正 令和7年12月2日規程第37号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 長崎県公立大学法人(以下「法人」という。)が料金を徴収する場合における取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2章 使用料

(使用料)

第2条 長崎県公立大学法人不動産等管理規程(平成17年規程第20号)第9条の規定により不動産等をその本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付を許可する場合においては、次の各号に定めるところにより使用料を徴収する。

- (1) 土地及び建物の貸付については、別表第1に定める額とする。
- (2) 不動産の一時使用料金は、佐世保校については別表第2、シーボルト校については別表第3に定める額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、電柱その他別表第4に掲げる物件の設置を目的とする場合の土地の貸付については、同表に定める額とする。
- 2 前項の規定により徴収する使用料のうち、消費税の課税の対象となるものに係る使用料については、消費税相当額を加算するものとする。
- 3 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情により使用できなくなったときは、この限りでない。
- 4 使用料は、施設利用確認後、速やかに請求を行うものとする。

一部改正〔平成20年規程第57号、平成21年規程第17号〕

(使用料の減免)

第3条 理事長は、次の各号の一に該当する場合においては、前条の使用料を減免することができる。

- (1) 教職員又は学生(以下「教職員等」という。)が直接利用することを目的とする福利厚生施設及びその付帯施設を設置するとき。
- (2) 長崎県立大学(前身となった大学又は短期大学等を含む。以下「大学」という。)の卒業生で構成する同窓会及び大学の後援会(以下「同窓会等」という。)が事務室を設置するとき。
- (3) 同窓会等が不動産を一時使用するとき。
- (4) 教職員等が利用するために、郵便箱、公衆電話を設置するとき。
- (5) 教職員等が代表者又は責任者として主催する学会、講演会、研究会等に不動産を一時使用するとき。
- (6) 大学が後援等を行った事業のため不動産を一時使用するとき。
- (7) 災害その他特別の事情により必要があると認めるとき。

一部改正〔平成20年規程第57号、令和7年規程第37号〕

第3章 手数料

(手数料)

第4条 法人の事務で特定の者のためにするものについては、手数料を徴収する。

2 手数料の種別及び金額は、別表第5のとおりとする。

3 手数料は、原則として国又は地方公共団体に対しては、これを徴収しない。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

5 理事長は、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

一部改正〔平成20年規程第57号〕

第4章 雑則

(雑則)

第5条 この規程のほか、料金の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日規程第57号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年10月16日規程第17号）

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（令和5年12月5日規程第26号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日規程第28号）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	使用料の額(標準年額)
土地	当該使用に係る土地の時価相当額に100分の 6 を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額
建物	当該使用に係る建物の時価相当額に100分の 7 を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額と当該建物の使用部分に相当する敷地に係る土地の使用料との合計額
備考	1 1 件の使用料の額が100円未満であるときは、100円とする。 2 使用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数を 1 平方メートルとして計算する。 3 使用許可の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお 1 月未満の端数があるときは、日割をもって計算する。

別表第 2 (第 2 条関係)
一部改正 [令和 5 年規程第26号、令和 7 年規程第28号]

佐世保校 施設使用料一覧

令和 7 年 7 月 1 日～

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h) (4h)
2号館（地域交流棟）1F 2101	30	1,800	900
2号館（地域交流棟）1F 2102	42	4,600	2,300
2号館（地域交流棟）1F 2103	72	4,400	2,200
2号館（地域交流棟）2F 2201	30	1,800	900
2号館（地域交流棟）2F 2202	72	4,600	2,300
2号館（地域交流棟）2F 2203	72	4,700	2,350
2号館（地域交流棟）2F 2204	72	4,600	2,300
2号館（地域交流棟）2F 2205	24	1,400	700
2号館（地域交流棟）2F 2206	24	1,400	700
2号館（地域交流棟）2F 2207	24	1,200	600
3号館（講義棟）1F 3101	150	6,100	3,050
3号館（講義棟）1F 3102	150	6,100	3,050
3号館（講義棟）1F 3103	150	5,700	2,850
3号館（講義棟）1F 3104	60	2,900	1,450
3号館（講義棟）1F 3105	20	1,300	650
3号館（講義棟）1F 3106	30	2,000	1,000
3号館（講義棟）1F 3107	30	1,800	900
3号館（講義棟）1F 3108	30	1,700	850
3号館（講義棟）1F 3109	30	1,600	800
3号館（講義棟）1F 3110	20	1,400	700
3号館（講義棟）1F 3111	20	1,200	600
3号館（講義棟）2F 3201		4,800	2,400
3号館（講義棟）2F 3202	120	4,200	2,100
3号館（講義棟）2F 3203	120	4,300	2,150
3号館（講義棟）2F 3204	120	4,500	2,250
3号館（講義棟）2F 3206	120	4,500	2,250
3号館（講義棟）2F 3207	30	2,100	1,050
3号館（講義棟）2F 3208	20	1,300	650
3号館（講義棟）2F 3209	20	1,200	600
3号館（講義棟）2F 3210	20	1,200	600
3号館（講義棟）2F 3211	30	1,800	900

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h) (4h)
3号館（講義棟）3F 3301	60	3,000	1,500
3号館（講義棟）3F 3302	60	3,000	1,500
3号館（講義棟）3F 3303	60	3,000	1,500
3号館（講義棟）3F 3304	60	3,100	1,550
3号館（講義棟）3F 3305	60	3,000	1,500
3号館（講義棟）3F 3306	120	4,500	2,250
3号館（講義棟）3F 3307	120	4,500	2,250
3号館（講義棟）3F 3308	20	1,200	600
3号館（講義棟）3F 3309	20	1,200	600
3号館（講義棟）3F 3310	30	2,000	1,000
3号館（講義棟）3F 3311	20	1,300	650
3号館（講義棟）3F 3312	20	1,400	700
3号館（講義棟）3F 3313	30	1,700	850
3号館（講義棟）3F 3314	20	1,200	600
4号館（大講義棟）1F 4101	48	1,500	750
4号館（大講義棟）1F 4102	48	1,500	750
4号館（大講義棟）1F 4103	70	800	400
4号館（大講義棟）1F 4104	121	1,300	650
4号館（大講義棟）2F 4201	480	4,600	2,300
4号館（大講義棟）3F 4301	570	5,600	2,800
5号館（情報処理棟） 5201	92	2,200	1,100
5号館（情報処理棟） 5202	20	800	400
附属図書館 1 F 多目的ホール	210	2,400	1,200
体育館アリーナ（片面）		9,200	4,600
グラウンド（全面）		9,000	4,500
サブグラウンド（全面）		4,400	2,200
テニスコート（1面）※		1,000	500
武道場（全面）		7,900	3,950

※硬式 6 面・軟式 2 面

別表第3(第2条関係)

一部改正 [令和5年規程第26号、令和7年規程第28号]

シーボルト校 施設使用料一覧

令和7年7月1日～

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h) (4h)
中央棟1F M101	110	3,300	1,650
中央棟1F M102	93	3,300	1,650
中央棟1F M103	168	4,400	2,200
中央棟1F M104	88	3,500	1,750
中央棟1F M105	72	3,300	1,650
中央棟2F M201	84	2,900	1,450
中央棟2F M202	50	2,200	1,100
中央棟2F M203	154	4,500	2,250
中央棟2F M204	50	2,200	1,100
中央棟2F M205 LL1	48	4,500	2,250
中央棟2F M206	91	2,900	1,450
東棟1F E101	16	1,000	500
東棟1F E102	16	1,000	500
東棟1F E103	16	1,000	500
東棟1F E104	16	900	450
東棟1F E108	77	2,300	1,150
東棟1F E109	77	2,100	1,050
東棟1F E110	80	2,300	1,150
東棟2F E205調理実習室		2,500	1,250
東棟2F E206試食実習室	54	1,600	800
東棟2F E207給食経営管理実習室		2,500	1,250
東棟4F 会議室1	24	1,400	700
東棟4F 会議室2	16	900	450
西棟1F W101	77	2,000	1,000
西棟1F W102	137	3,400	1,700
西棟1F W103	114	2,600	1,300
西棟1F W104	60	2,300	1,150
西棟2F W201	48	2,800	1,400
西棟2F W202	40	1,700	850
西棟2F W203	96	3,800	1,900
西棟2F W204	42	2,200	1,100
西棟2F W205	54	1,700	850
西棟2F W206-207	14	2,400	1,200
西棟3F W304	24	700	350
西棟3F W305	24	800	400
西棟3F W306	24	800	400
西棟3F W307	24	800	400
西棟3F W308	24	800	400

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h) (4h)
西棟3F W309	50	1,700	850
西棟3F W310	50	1,700	850
西棟3F W311	50	1,700	850
西棟3F W312	24	800	400
西棟4F W422	20	800	400
西棟4F W423	42	1,200	600
西棟4F W424	13	500	250
西棟4F W425	48	1,200	600
西棟4F W426	16	800	400
西棟5F 会議室	16	800	400
学生会館1F 食堂	380	16,800	8,400
学生会館2F 自習室1	30	1,900	950
学生会館2F 自習室2	12	900	450
学生会館2F 自習室3	10	900	450
本部棟1F 講師控室	8	1,600	800
本部棟2F 大講義室	486	13,800	6,900
本部棟2F 特別会議室	16	5,100	2,550
本部棟2F 応接室	12	1,300	650
シーボルト交流館1F 調理室		1,700	850
シーボルト交流館2F ミーティングルーム	45	2,500	1,250
情報セキュリティ産学共同研究センター1F フューチャーコリトール	78	12,600	6,300
情報セキュリティ産学共同研究センター1F S101	96	8,500	4,250
情報セキュリティ産学共同研究センター3F 会議室	12	1,400	700
体育館1F アリーナ(半面)		8,100	4,050
体育館2F 多目的室		4,100	2,050
グラウンド(全面)		9,100	4,550
テニスコート(1面)※		3,700	1,850

※硬式・軟式全6面

別表第 4 (第 2 条関係)

	使用料の額(標準年額)
電柱類	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第 1 の例により算定した額。ただし、電柱類を設置した者以外の者が、電線その他これに類するものを当該電柱類に架設する場合は、電柱類の使用料の額の範囲内で理事長が別に定める額
地下埋設物	長崎県道路占用料徴収条例（昭和43年長崎県条例第18号）別表の例により算定した額
備考	1 電柱類とは、電気通信事業法施行令別表第 1 の種類の欄に掲げる物件をいう。 2 電柱類の使用許可の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、その期間又は端数を 1 年として計算する。 3 地下埋設物とは、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第 1 項第 2 号に掲げる物件をいう。

別表第5(第4条関係)

手数料の名称	区分	単位	金額
文書の写しの交付手数料	文書又は図画を単色で日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したもの	1枚(両面複写による場合は、片面を1枚とする。)	10円
	文書又は図画を多色刷りで日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。))以下の大きさの用紙に複写したもの	1枚(両面複写による場合は、片面を1枚とする。)	60円
	電磁的記録を単色刷りでA3判以下の大きさの用紙に印刷したもの	1枚(両面印刷による場合は、片面を1枚とする。)	10円
	電磁的記録を多色刷りでA3判以下の大きさの用紙に印刷したもの	1枚(両面印刷による場合は、片面を1枚とする。)	60円
	電磁的記録を録音カセットテープに複写したもの	1巻	210円
	電磁的記録をビデオカセットテープに複写したもの	1巻	270円
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写したもの	1枚	70円
	電磁的記録を光ディスクに複写したもの	1枚	140円
	上記以外のもの	理事長が別に定める単位	理事長が別に定める額